

記者発表（資料配布）			
年月日	担当課 班名	T E L (県庁内線)	その他の 発表・配布先
令和6年 6月5日(水)	水大気課 審査情報班	直通 078-362-9086 内線 3331	西播磨県民局

姫路相生太陽光発電所に係る早期段階環境配慮書に関する知事意見について

標記事業の早期段階環境配慮書(※)（以下「配慮書」という。）について、環境影響評価に関する条例に基づく知事意見を別紙のとおり事業者へ送付しましたので、お知らせします。

(※) 早期段階環境配慮書：
事業者が、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討し、その結果をまとめた図書。

記

1 事業の概要

事業者 AC12 合同会社
AC12 一般社団法人 職務執行者 中垣 光博
事業の種類 太陽電池発電所の新設
事業実施想定区域 相生市
事業の規模 面積約 78ha

2 これまでの環境影響評価に係る手続

(1) 配慮書<今回の手続>

環境影響評価審査会へ諮問	令和6年 5月8日
環境影響評価審査会から答申	令和6年 6月4日
知事意見発出（事業者宛て）	令和6年 6月5日

3 今後の予定

事業者は、配慮書手続で提出された住民意見、知事意見や市長意見等を考慮し、事業計画の決定を行います。その後、環境アセスメントの方法案（環境影響評価概要書）を作成し、住民等の意見を聞きながら環境アセスメントの方法を決め、その後の環境アセスメントを進めていきます。